

# 〈高山労働基準だより〉

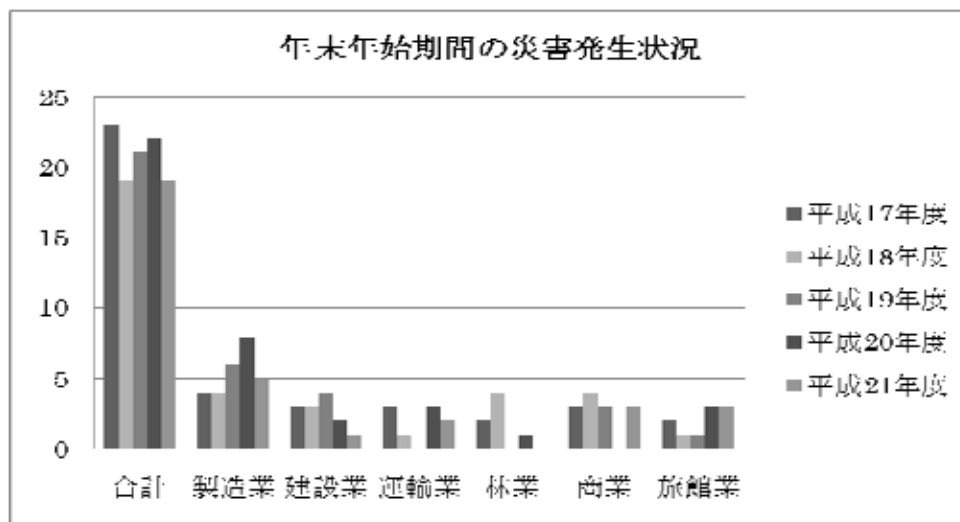
平成22年12月号

雪の季節となりました。気象庁の1カ月予報では、飛騨地方は平年より曇りや雪の日が多く、気温も低くなる確率が高いそうです。積雪、凍結路面での転倒などの災害に注意を要するばかりでなく、健康にも十分気をつけなければなりません。笑顔で新年を迎えられますように、気を引き締めて職場の安全安心の確保にあたりましょう。

## <年末年始の災害防止について>

12月15日から翌年1月15日までの期間、「年末年始無災害運動」が中央労働災害防止協会から提唱され、厚生労働省もこれを後援しております。年末年始はあわただしい時期でもあり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすく、また、年末には大掃除や機械類の保守点検が行われ、年始には操業再開に当たっての立ち上げ作業が行われるなど、非定常作業が多くなる時期であり、特別な配慮が必要となります。

高山労働基準監督署管内の、年末年始期間における労働災害の発生状況は、下のグラフのようになっています。



この5年間では、ほぼ毎年20件前後の災害(休業4日以上)が発生しています。

事故の型としては、5年間計104件の災害のうち、「転倒」が31件、29.8%と最も多く、次いで「墜落・転落」が24件、23.1%、「はさまれ・巻き込まれ」が14件、13.5%となっています。

事故の発生状況を見ても、凍結、積雪路面での転倒災害がやはり多く、その他に特徴的な事例として、雪下ろしや片付けの際に普段登らないところから墜落した事例、年末の片付けや年始の始業前に清掃等をしていて機械等にはさまれ、巻き込まれた事例などがあげられます。

昨年度発生した19件のうち、実に16件が休業見込1か月以上の災害でした。楽しく、笑顔で迎えるべき新年を労働災害により台無しにしてしまうことが無いよう、事業主、従業員とも協力し、事業場全体で災害防止に取り組まれるようお願いいたします。

なお、岐阜労働局では、管下全労働基準監督署において、12月に建設現場の一斉監督を行っております。建設業の皆様には、今一度現場の安全対策が十分なされているかどうか、点検と確認をお願いいたします。

< 特定最低賃金の改正について >

岐阜県において適用される最低賃金には、「岐阜県最低賃金」と「特定最低賃金」があります。「特定最低賃金」とは、産業別の最低賃金であり、岐阜県においては、現在 4 件が定められています。

最低賃金の名称	最低賃金額		発効年月日
	時間額	日額	
陶磁器・同関連製品、耐火物製造業	714 円	5,708 円	平成 10 年 12 月 25 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	777 円		平成 22 年 12 月 17 日
自動車・同附属品製造業	815 円		平成 22 年 12 月 17 日
航空機・同附属品製造業	865 円		平成 22 年 12 月 17 日

上の表のように、4 件の「特定最低賃金」のうち、3 件が今般改正され、12 月 17 日に発効することとなりました。

4 件それぞれについて、適用が除外される労働者が定められておりますが、原則として、これらの産業に従事する労働者については、「岐阜県最低賃金」(時間額 706 円、平成 22 年 10 月 17 日発効)ではなく、より高い上記の金額が適用されますので、ご注意ください。

自社の産業が上記の産業に該当するかどうか、あるいは一人一人の労働者について、適用除外となるかどうかについては、高山労働基準監督署または岐阜労働局賃金室(058 - 245 - 8104)へお問い合わせください。

< 過重労働による健康障害防止のための講習会開催について >

11月26日(金)に、飛騨・世界生活文化センターにおいて、過重労働による健康障害の防止のための講習会を開催いたしました。

講習会では、当署担当者から法令による過重労働による健康障害防止対策について説明を行った後、岐阜産業保健推進センター労働保険相談員(カウンセリング担当)の小山田隆明先生(岐阜大学名誉教授、岐阜女子大学教授)から「職場のメンタルヘルス対策 - 過労とうつ病 - 」と題する特別講演がありました。

小山田先生は、うつ病になりやすい「執着性格」の方は、企業にとって大変有用で得難い労働者であることが多く、うつ病の発症により休業などになった場合、大変な損失となるものであり、企業経営の面からもメンタルヘルス対策はおろそかにできないものであるが、実際には職場では変調に気づかない場合が多く、これを変えていくためには、会話等コミュニケーションの環境を整え、職場の相談(メンター)機能を強化していくことが重要であると述べられました。

当日、高山署管内の 60 事業場から 61 名の方に出席いただきましたが、それぞれの職場で、豊かな会話が交わされるようになることを期待しております。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3 - 6 - 6 電話0577 - 32 - 1180 FAX0577 - 32 - 1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見ることができます。(ホームページトップ労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」)会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。